

事 務 連 絡
令和元年10月28日

各事業所長 殿

奈良県福祉医療部障害福祉課長
(公 印 省 略)

医療型短期入所サービス事業所に関する情報提供について（依頼）

平素は、本県障害福祉行政の推進にご協力いただき御礼申し上げます。

県では、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児（者）（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、取り組みを進めているところです。

さて、医療的ケア児等や重症心身障害児（者）の介護をされている家族の方が病気や冠婚葬祭、休息等の理由により介護が困難なときに、障害者総合支援法にもとづく医療型短期入所サービスを利用することができます。

昨年度に奈良西部病院および五條病院、本年9月より大和高田市立病院が医療型短期入所サービス事業所の指定を取得され、利用可能な施設が増えました。

つきましては、必要に応じ、利用者および家族に情報提供いただきますようお願いいたします。なお、利用にあたっては市町村において障害区分認定とサービスの支給決定を受ける必要があります。また、サービスのご利用にあたっては、各施設あて直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部障害福祉課

担当者：片山、玉置

T E L : 0742-27-8514

F A X : 0742-22-1814